

令和4年度ストップコロナ！対策認定制度に関するQ&A

(令和4年7月25日現在)

| | |
|----------------|-------|
| 【1.制度全般】..... | 2~3 |
| 【2.申請関係】..... | 4~7 |
| 【3.現地調査】..... | 8 |
| 【4.対象事業者】..... | 9~12 |
| 【5.認定関係】..... | 13~15 |
| 【6.更新認定】..... | 16~18 |

【1.制度全般】

Q1-1 認定制度の狙いは何ですか。

- ・群馬県独自の取り組みとして、業界団体が作成した感染症対策ガイドラインに基づき、前向きに対応する事業者に対する支援とした点です。
- ・本事業の活用により、店舗側の感染対策の取り組みを『見える化』することで、消費者の不安を取り除き、安心して店舗を利用するきっかけとなります。

Q1-2 認定制度の趣旨は何ですか。

- ・新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けている小売・飲食サービス業等の事業者は、インターネット販売、テイクアウトやデリバリーなど、新しい営業手法を取り入れ、業績回復を図るとともに、業界ごとに作成したガイドラインに基づいて、様々な感染症対策を行っています。
- ・事業者の多くは、先行きが見通せない中、客足の回復に不安を抱いており、消費者の側においても、各店舗が感染症対策を実施しているか心配する声も聞かれます。
- ・このことから、県では業界ごとに作成しているガイドライン等に基づき、感染症対策をしっかり行っている店舗を認定する制度を創設し、事業者感染症対策を促すとともに消費者に安心して店舗を利用していただくよう取り組んでいきます。

Q1-3 ストップコロナ！対策認定制度事務局(株式会社日本旅行高崎支店特設事務局)

以降省略)に申請を行うが、県が認定するのでしょうか。

- ・ストップコロナ！対策認定制度事務局が申請受付や現地調査などを行い、最終的に県が認定します。ストップコロナ！対策認定制度事務局は制度全般の運用を行います。

Q1-4 なぜ県だけでなくストップコロナ！対策認定制度事務局が認定審査を行うのですか。

- ・県からの業務委託を受け、客観的な立場で申請内容や現地調査でのガイドライン遵守状況の確認を行います。

Q1-5 他の認定制度と重複してもよいのでしょうか。

- ・重複も可能としています。

Q1-6 認定制度は、新型コロナウイルス感染者が発生しないことを認定するものなのでしょうか。

- ・認定制度は、業界団体が作成した感染症対策ガイドラインに基づき、感染症対策を実施していることを認定するものであり、認定店舗での新型コロナウイルス感染者が発生しないことを保証するものではありません。

Q1-7 認定に伴う責任の所在はどこにあるのでしょうか。

- ・認定については、申請内容や現地調査の結果を踏まえ、県が認定の適否を判断しています。

Q1-8 認定期間は令和6年3月末までだが、令和5年度以降も認定制度を継続するのでしょうか。

- ・令和5年度以降の認定制度継続については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況をみながら判断します。

【2.申請関係】

Q2-1 申請書はどこで入手できるのでしょうか。

・このホームページから WEB 申請ができます。申請書をダウンロードしなくても申請できます。書面での申請を希望の場合は、ホームページよりダウンロードして下さい。

Q2-2 どこに申請したらよいのでしょうか。どのように申請したらよいのでしょうか。

・ストップコロナ！対策認定制度事務局に申請して下さい。

【申請方法】 1)WEBでの申請

このホームページからWEB申請

2)郵送・メール・持参での申請

このホームページから申請書類をダウンロードし、記入・作成のうえ、メール・郵送・持参の方法でストップコロナ！対策認定制度事務局に提出して下さい。(感染症対策を踏まえ、郵送・メールでの提出を推奨します。)

※ダウンロードができない場合、ストップコロナ！対策認定制度事務局にご連絡下さい。申請書類を郵送いたします。

【メール】 gunma-stopcovid19@nta.co.jp

【郵送先】 〒370-0811 群馬県高崎市相生町1-1 八十二銀行高崎ビル6F

ストップコロナ！対策認定制度事務局 宛

【申請手続きについてのお問い合わせ】

電話:027-386-4491(月～金 9:30～17:30)

※同一企業または同一商業施設内で複数の店舗を申請する場合

- 1)WEB申請の場合、1店舗毎の登録となります。
- 2)書面での提出の場合、管理部門や核店舗等の方が申請担当者として申請書を取りまとめのうえ、提出してください。

Q2-3 店舗の感染症対策はどのようなことを実施すればよいのでしょうか。

- ・店舗が属する業界の業界団体等が作成した感染症対策ガイドラインに記載してある対策の内容を全てを実施してください。
- ・参考となる主なガイドラインについては、このホームページにリンクを掲載しています。

※対象となるガイドラインがない場合

ストップコロナ！対策認定制度事務局(gunma-stopcovid19@nta.co.jp)にご相談ください。

Q2-4 申請期間はいつ頃になりますか。

- ・新規申請については、4月1日より開始しています。更新申請については、8月頃を予定しています。

※申請期間は変更となる場合もあるので、専用ホームページ(<https://pref-gunma-stopcovid19.com>)で最新の情報を確認してください。

Q2-5 申請書類の感染症対策実施状況を示した写真とはどのようなものですか。

- ・店舗全体の感染症対策の実施状況がわかるものとしてください。飲食店や社交飲食店の場合、客席やフロア全体がわかるものも必ず入れてください。
- ・【記載例】として業種別の写真を掲載しておりますのでご確認ください。

Q2-6 飲食店のガイドラインの項目に「決済」がありますが、現金決済が主であり、キャッシュレス化はハードルが高い場合には、どのように対応すればよいのでしょうか。

- ・「決済」はキャッシュレス化だけではなく、現金を扱った後に手洗い、消毒の徹底でも対応とすることが可能です。衛生管理を徹底することが趣旨です。

Q2-7 美容業のガイドラインの項目に「キャッシュレスの利用」とありますが、キャッシュレスを導入していない店舗は認定されないのでしょうか。

- ・ガイドライン作成団体である群馬県美容業生活衛生同業組合では、「キャッシュレスを導入していなければコイントレーの活用や現金を扱った際の手指の消毒等でも構わない」としていますので、キャッシュレスを導入していない店舗でも代替措置が適切に取られていれば認定対象となります。

Q2-8 どのガイドラインを参照すれば良いのかわからない場合、どのように対応すればよいのでしょうか。

- ・参考とする主なガイドラインについては、専用ホームページにリンクを掲載しています。

専用ホームページ：<https://pref-gunma-stopcovid19.com>

※該当するガイドラインがない場合、

ストップコロナ！対策認定制度事務局(gunma-stopcovid19@nta.co.jp)までお問合せください。

Q2-9 業界団体がガイドラインを策定していない場合、何を参考とすれば良いのでしょうか。

- ・厚生労働省が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考にしてください。

Q2-10 ガイドライン業種区分表において、ガイドライン名が「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(厚生労働省作成)となっているが、業界団体でガイドラインが作成されている場合、どのように対応すればよいでしょうか。

- ・ガイドライン名が「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」となっている業種において、業界団体で作成したガイドラインがある場合は、業界団体で作成したガイドラインを優先してご使用ください。

Q2-11 同一店舗を複数の事業者が共同で運営(管理)しています。それぞれの事業者が申請することはできますか。

- ・認定は1店舗施設に対して、1事業者が原則です。代表する1事業者のみ申請してください。

Q2-12 申請書の添付書類に、「ガイドラインに基づく感染症対策を実施していることがわかる写真」とありますが、宿泊業の場合、具体的にどのような写真を添付すればよいでしょうか。

- ・フロント・ロビー、食事処・レストラン、大浴場等多くの宿泊客が同時に利用する場所における感染防止対策がわかる写真を添付してください。

Q2-13 飲食店・社交飲食店のガイドラインについて、どうして令和3年7月からチェック項目が追加になったのでしょうか。

- ・国からの令和3年5月21日付改定事務連絡において、飲食店・社交飲食店の認定にあたり、必要な認証基準が示されました。県では、国の認証基準の中で必須項目とされている部分について、既存のガイドラインに付け加える形で対応することにしました。飲食店・社交飲食店におかれましては、追加部分についても対応を確認し、申請してください。

【3.現地調査】

Q3-1 現地調査はどのように行われますか。

・ストップコロナ！対策認定制度事務局のアドバイザー調査員が現地調査を行います。
事前に日程等を調整し、平日9時～16時の間に実施します。

Q3-2 感染防止対策が不十分だった場合、再度の現地調査はありますか。

・必要に応じて再調査を行います。

Q3-3 認定されなかった場合、再申請は可能でしょうか。

・再申請は可能です。

【4.対象事業者】

Q4-1 どのような事業者が認定の対象となるのでしょうか。

- ・主に日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の大分類「宿泊業、飲食サービス業」、「小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」に該当し、一般消費者を対象とするビジネスを営む事業者が対象です。
- ・認定制度が、客足の回復に不安を持つ事業者及び消費者への安心の提供を目的としていることから、業種については、新型コロナウイルス対策を適切に行うことで、消費者が安心して入店でき、業績改善につながる業種(消費者向けの販売・サービスの提供を行っている事業者)を幅広く対象とします。(観光農園など分類は「農業」に分類されるものでも、一般消費者を対象とする事業形態であれば、個別に判断し対象としています。)

Q4-2 自身の事業が対象業種か分からない場合、どうしたらよいでしょうか。

以下の流れでご確認ください。

- ①このホームページ「認定制度について」→「認定基準(ガイドライン)」をご確認ください。
- ②(①で分からなかった場合)電話の集中を避けるため、
ストップコロナ！対策認定制度事務局(gunma-stopcovid19@nta.co.jp)にメールでご相談下さい。

※お問い合わせにおける注意点※

- ・店舗の事業内容を詳細に記載してください。

Q4-3 複数のテナントを有する店舗は認定対象となりますか。また、認定対象となる場合、申請者はどのように対応すればよいでしょうか。

- ・店舗の運営事業者が対象要件を満たしていれば認定対象となります。ただし、テナントの業種が複数ある場合はチェック箇所も多く、現地調査で時間を要することが予想される

ことから、店舗の管理部門が予め各テナントのチェックを行い現地調査員に報告するなど、必要な調整を行ったうえで申請してください。

Q4-4 一つの店舗内で飲食と物販を行っている場合、どのガイドラインを参考にすればよいのでしょうか。

- ・店舗の主となる業種のガイドラインを使用してください。判断が難しい場合は、飲食業及び小売業の両方のガイドラインに沿った感染症対策を行い、申請時にその旨を申し出てください。

Q4-5 コンビニエンスストアは制度の対象となるのでしょうか。

- ・店舗の運営事業者が対象要件を満たしていれば対象となります。

Q4-6 保険業は制度の対象となるのでしょうか。

- ・認定制度が、客足の回復に不安を持つ事業者及び消費者への安心の提供を目的としていることから、保険業についても、新型コロナウイルス対策を適切に行うことで、消費者が安心して入店でき、業績改善につながると判断できる場合は対象となります。

Q4-7 スナックはどのガイドラインで対策を行えばよいのでしょうか。

- ・スナックはバーの一種であるため、全国社交飲食業生活衛生同業組合の社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づいて対策を行ってください。

Q4-8 整体院を営んでいますが、認定対象となりますか。

- ・整体院、カイロプラクティックなどは、手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための行為として「生活関連サービス業、娯楽業」のリラクゼーション業に該当するため、本制度の対象となります。

- ・接骨院、整骨院、鍼灸院などは産業分類上「医療・福祉」に該当しますが、手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための行為も併せて行っていれば、本制度の対象となります。

Q4-9 主な事業はリフォーム業であるが、照明器具等の販売を店舗で行っている場合、

小売業として対象業種にあたりと考えてよいでしょうか。

- ・対象業種となります。使用するガイドラインはリフォーム業に該当するガイドラインではなく、小売業に該当するガイドラインを使用してください。

Q4-10 施設内のカフェ等の運営を受託している場合、誰が申請者になるのでしょうか。

- ・委託により店舗の運営管理を行っている事業者が、運営管理の一環として認定制度の申請者となります。

Q4-11 タクシー、観光バスなどは対象となるのでしょうか。

- ・その車両が、消費者向けの販売・サービスの提供を行う場となっているものについては、本制度の対象店舗となります。
- ・管理する事業者が代表して申請を行ってください。個人タクシーの場合は、事業主が申請してください。
- ・参照するガイドラインは以下のとおりとなります。

◎観光バス:貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン

(一般社団法人 日本旅行業協会他)

◎タクシー:タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会)

◎個人タクシー:個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(一般社団法人 全国個人タクシー協会)

・認定証、認定ステッカー等については、車両を所有、もしくは管理する事業者に対して、各1枚配付します。

※タクシーや観光バスなどの車両に、認定を取得した旨を掲示する場合、必ず事前に掲示方法について相談してください。

Q4-12 キッチンカーは対象となるのでしょうか。

- ・本制度の対象店舗となりますので、店舗(車両)ごとに申請を行ってください。
- ・参照するガイドラインは以下のとおりとなります。

◎キッチンカー：ぐんまの飲食店 安全・安心ガイドライン

(群馬県飲食業生活衛生同業組合)

【5.認定関係】

Q5-1 認定されるとどうなるのでしょうか。

- ・認定ステッカー・ポスター・のぼり旗を配付します。店舗に掲示していただき、安全安心の認定店舗としてPRに活用してください。
- ・認定事業者で希望する事業者の方は、ストップコロナ！対策認定店MAPサイトに店舗名、住所等を掲載します。
- ・他の認定事業者と連携し、ニューノーマル創出支援事業の申請が可能となります。

Q5-2 認定ステッカー、ポスターはどのように配布するのでしょうか。

- ・申請時に配付物送付先を「店舗」、または「店舗以外(自宅、会社など)」からご選択いただけます。ご指定された住所に送付いたします。

Q5-3 認定の有効期限はありますか。

- ・令和6年3月31日です。

Q5-4 認定が取り消しとなる場合はあるのでしょうか。

- ・認定後に申請書の内容の虚偽が発覚した場合や店舗内の感染症対策が認定基準を満たしていないことが判明した場合などは認定取り消しとなる場合があります。

Q5-5 認定後に店舗で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、認定の取り消しとなるのでしょうか。

- ・店舗内でクラスターが発生し、店舗名等が公表された場合、認定は一時停止となります。一時停止となった場合、認定証、認定ステッカー等の掲示を取りやめていただきます。

Q5-6 認定の一時停止は、いつまで実施されるのでしょうか。

以下の事項をすべて満たした場合、認定の再開を通知します。

- ・店舗が保健所の指導に準じて店舗内の消毒等を実施していること。
- ・店舗の状況調査を実施し、店舗が十分な感染症対策を実施していると判断できること。

Q5-7 認定証・ステッカー・ポスターを紛失、破損してしまった場合、再発行できるのでしょうか。

- ・再発行を行う場合は、再交付申請書と配付物(認定証・ステッカー・ポスター)をストップコロナ！認定対策制度事務局あてに提出してください。
- ・ストップコロナ！対策認定制度事務局から配付物(認定証・ステッカー・ポスター)を送付します。その際に認定番号が変更となる場合があります。詳しくはストップコロナ！対策認定制度事務局にご連絡ください。

Q5-8 のぼり旗が色褪せてしまったので、新しいものと交換してもらえるのでしょうか。

- ・ストップコロナ！対策認定制度事務局で認定店に対して1枚500円(税込)で販売しています。
- ・販売の際、認定番号を確認しますので認定証等をご持参ください。購入枚数に制限はありませんが、転売目的での購入はお断りします(使用目的を確認させていただく場合があります)。10枚以上購入を希望する場合は、事前に販売先にお電話ください。
- ・ホームページからも販売いたします。「のぼり旗について」を参照ください。別途、送料・振込手数料がかかります。

Q5-9 県内に 10 店舗を出店している場合、それぞれに申請する必要があるのでしょうか。

- ・店舗ごとに WEB 申請をおこなって頂くか、店舗ごとに申請書をダウンロード・作成のうえ、まとめて申請してください。

Q5-10 認定ステッカー等の画像を店舗のホームページに掲載することは可能ですか。

また、画像データ等の提供はお願いできますか。

- ・認定店舗のホームページへの掲載は可能です。ただし、画像のデザインや内容を変更したうえでのご使用はお控えください。画像データについては、申請時に希望を確認し、認定後にメール等でお渡しします。

Q5-11 複数の入口がある店舗で、認定ステッカー・ポスターを各入口に掲示したい場

合、認定ステッカー・ポスターをコピーして掲示することはできますか。

- ・必要最小限のコピーは可能です。ただし、コピーは認定番号がはっきり確認できるものとし、作成した部数及び掲示場所を管理してください。

【6.更新認定】

Q6-1 更新認定の対象となる店舗はどの店舗ですか。

・令和3年度中に認定又は更新認定を受けた全ての店舗です。

Q6-2 更新手続きはいつから行えますか。

・令和4年7月25日から開始予定です。

Q6-3 どこに申請したらよいのでしょうか。

・ストップコロナ！対策認定事務局に申請してください。申請書類の提出先は以下の通りです。令和3年度の書類提出先と異なるのでご注意ください。

《メール》

gunma-stopcovid19@nta.co.jp

《郵送先》

〒群馬県高崎市相生町1-1 八十二銀行高崎ビル6F

ストップコロナ！対策認定事務局

《申請手続きについてのお問い合わせ》

電話:027-386-4491

Q6-4 店舗を移転したため所在地が変更になっています。そのまま申請できますか。

・令和3年度に認定を受けたときから、移転などにより所在地が変更になっている場合は、更新認定の申請はできません。まずは店舗の廃止届を提出し、移転した店舗であらためて新規の申請をしてください。

Q6-5 更新認定の際にガイドラインの内容が変更になっている場合はどうなりますか。

・原則として、変更後のガイドラインに沿って対応してください。特に飲食店・社交飲食店の場合は、国から飲食店の第三者認証制度の認証基準が示されたことに伴い、新たな項目が追加されていますのでご注意ください。

Q6-6 更新認定を申請すると、どのくらいで現地調査が行われますか。

・順次現地調査を行います。申請書類受付から現地調査まで1～2ヶ月程度かかる場合があります。

Q6-7 更新認定の基準はどんなものですか。

・業界団体等が作成した感染症対策ガイドラインに基づき、感染症対策を継続して実施していることです。

Q6-8 認定が更新されるとどうなりますか。

・新たな有効期間の認定証、認定ステッカー、ポスターを配布します。店舗に掲示いただき、安全安心の店舗として引き続きPRに活用してください。

※尚、更新認定はのぼり旗の配布はありません。

・希望する事業者の方は、ストップコロナ！対策認定店MAPサイトに店舗名、住所等を掲載します。

Q6-9 認定ステッカーの画像データの提供はお願いできますか。

・認定ステッカーの画像データは後日事務局から送付しますので、更新認定後1ヶ月～1ヶ月半程度かかる場合があります。画像データはメールにファイル添付にてお送りいたしますので、お受け取りいただけるメールアドレスが必要です。

Q6-10 更新認定申請期限である令和5年2月28日までに更新手続きを行わなかった場合はどうなりますか。

・認定期限が切れますので、これまで掲示していた認定証・ステッカー・ポスターは令和5年3月31日以降は掲示を取りやめていただきます。令和5年4月1日以降に認定をご希望される場合、新規の認定として改めて申請してください。

Q6-11 更新申請書類を期限内に提出しましたが、令和5年3月31日までに現地調査と更新認定が行われなかった場合はどうなりますか。

・更新認定の件数が多く現地調査の実施に遅れが生じ、更新認定日が現在の有効期限（令和5年3月31日）を過ぎる可能性がございます。

その場合は、認定は継続しているものとみなし、現地調査及び更新認定を順次行います。

Q6-12 更新認定の申請には何が必要ですか。

・更新申請書のみでご申請いただけます。申請書(表裏)に必要事項をご記入の上、事務局までご提出をお願いいたします。※更新認定申請においては、ガイドラインの添付及び感染症対策の実施状況が確認出来る写真等のご提出は不要です。

【お問い合わせ窓口】

ストップコロナ！対策認定制度及び

「ワクチン検査パッケージ制度(飲食店等)」の事業者登録に関すること

ストップコロナ！対策認定制度事務局

TEL:027-386-4491 (月～金 9:30～17:30)